

## ○配置予定技術者の事前確認事務処理要領

(平成 16 年 7 月 29 日訓令第 71 号)

改正 平成 19 年 9 月 28 日訓令第 138 号 平成 21 年 3 月 19 日訓令第 23 号

### 第 1 趣旨

この要領は、安芸高田市が指名競争入札により実施する工事について、安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)により指名された建設業者(以下「指名業者」という。)が、当該工事に配置を予定している主任(監理)技術者(以下「配置予定技術者」という。)の入札前の確認について、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 対象工事

条件付一般競争入札を除く、すべての工事を対象とする。

### 第 3 配置予定技術者の提出期限等

#### 1 提出期限

指名業者は、入札日の 2 日前(土・日・休日を除く。)までに、指名通知に添付された様式第 1 号の 1、2 又は 3 のいずれかにより配置予定技術者届を提出しなければならないものとする。

#### 2 配置予定技術者届を提出しない場合

指名業者は、配置予定技術者届を提出しない場合は、入札日の 2 日前(土・日・休日を除く。)までに、様式第 2 号により辞退届を提出しなければならないものとする。

なお、配置予定技術者届を提出期限までに提出した場合においても、入札執行が完了するまでは、入札を辞退することを妨げない。

#### 3 提出期限の指定等

(1) 建設部管理課長は、工事の請負契約のための指名において、請負対象設計金額に応じて、次のいずれかに該当する別紙 1、2 又 3 に提出期限を記入のうえ、指名通知するものとする。

ア 請負対象設計金額が 500 万円未満の場合は、別紙 1 による。

イ 請負対象設計金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の場合は、別紙 2 による。

ウ 請負対象設計金額が 2,500 万円以上の場合は、別紙 3 による。

(2) 前号の場合において、請負対象設計金額に応じて、次のいずれかに該当する様式第 1 号の 1、2 又は 3 の配置予定技術者届及び辞退届(様式第 2 号)を添付するものとする。

ア 請負対象設計金額が 500 万円未満の場合は、様式第 1 号の 1 の配置予定技術者届による。

イ 請負対象設計金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の場合は、様式第 1 号の 2 の配置予定技術者届による。

ウ 請負対象設計金額が 2,500 万円以上の場合は、様式第 1 号の 3 の配置予定技術者届による。

#### 第 4 配置予定技術者の資格等

##### 1 資格

###### (1) 主任技術者

主任技術者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。

###### (2) 監理技術者

監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、これに準ずる者とは、次の者をいう。

ア 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

イ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

##### 2 雇用関係の確認

(1) 配置予定技術者は、配置予定技術者届を提出する時点で、当該指名業者と直接かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札の執行日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

(2) 配置予定技術者と企業の直接的な雇用関係について

直接的な雇用関係とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること」をいい、次のいずれかにより、所属建設業者との雇用関係を確認すること。(在籍出向者、派遣職員は認められない。)

ア 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書)

イ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

ウ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

(3) 配置予定技術者と企業との恒常的な雇用関係について

入札執行日時点で 3 か月以上の雇用関係にあることを、次のいずれかにより確認すること。

ア 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴(裏書)

イ 健康保険被保険者証の交付年月日

##### 3 複数の候補者による届出

配置予定技術者は、契約時点で配置できる技術者を記載するものとする。

なお、提出期限までに、配置予定技術者を特定できない場合は、3 人までの候補者を記載することを認める。

#### 4 他の工事に従事中の技術者の届出

(1) 請負対象設計金額が 500 万円以上 2,500 万円未満(建築一式工事については、1,500 万円以上 5,000 万円未満)の工事の場合には、配置予定技術者届を提出するときにおいて、配置予定技術者が他の工事と兼務できる件数は、当該工事を含めて 3 件までとする。

(2) 請負対象設計金額が 2,500 万円以上(建築一式工事については、5,000 万円以上)の工事の場合の配置予定技術者は専任配置とし、配置予定技術者届を提出するときにおいて、配置予定技術者が他の工事に従事中である場合は、次の場合に限りその技術者を記載することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、配置予定技術者届を提出する日の前日までに完成検査が終了している場合

ウ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、入札日の前日までに完成検査が行われることが決定している場合

(3) 前号の配置予定技術者届を提出するときにおいて、配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸された場合又は完成検査が延期された場合には、その理由を問わず、直ちに辞退届(様式第 2 号)により、入札を辞退しなければならない。ただし、第 3 項により複数の候補者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

#### 5 配置予定技術者の変更等

第 3 第 1 項により定めた提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定技術者の変更・差替え等は認めない。

#### 6 配置予定技術者の落札後の現場配置

落札後、工事の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

#### 附 則

この訓令は、平成 16 年 8 月 1 日以降に指名通知する工事から施行する。

#### 附 則(平成 19 年 9 月 28 日訓令第 138 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成 21 年 3 月 19 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1(兼務制限なし)  
配置予定技術者の届出について  
[別紙参照]

別紙 2(兼務制限あり)  
配置予定技術者の届出について  
[別紙参照]

別紙 3(専任配置を必要とする場合)  
配置予定技術者の届出について  
[別紙参照]

様式第 1 号の 1(兼務制限なし)  
配置予定技術者届  
[別紙参照]

様式第 1 号の 2(兼務制限あり)  
配置予定技術者届  
[別紙参照]

様式第 1 号の 3(専任配置を必要とする場合)  
配置予定技術者届  
[別紙参照]

様式第 2 号  
辞退届  
[別紙参照]

## 別紙1（兼務制限なし）

### 配置予定技術者の届出について

#### 1 提出期限

この工事に配置を予定している主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、 年 月 日までに、配置予定技術者届（様式第1号の1）により提出してください。

提出期限までに届出しない場合は、入札に参加することができません。

#### 2 配置予定技術者届を提出しない場合

配置予定技術者届を提出しない場合は、辞退届（様式第2号）により上記期限までに入札を辞退してください。

なお、配置予定技術者届を提出期限までに提出した場合においても、入札執行が完了するまでは、入札を辞退することができます。

#### 3 配置予定技術者の資格等

（1）配置予定技術者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者  
イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者

なお、これに準ずる者とは、次の者をいいます。

（ア）平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者  
（イ）平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

（2）配置予定技術者は、配置予定技術者届を提出する時点で、貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者でなければなりません。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札の執行日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいいます。

（3）配置予定技術者と企業との直接的な雇用関係について

次のいずれかにより、所属建設業者との雇用関係（在籍出向者、派遣職員は認められない。）を確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）  
イ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称  
ウ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

（4）配置予定技術者と企業との恒常的な雇用関係について

入札の執行日時点で3か月以上の雇用関係にあることを、次のいずれかにより確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）

イ 健康保険被保険者証の交付年月日

#### 4 配置予定技術者の取扱い

##### （1）複数の技術者による届出

配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとします。

なお、提出期限までに、配置予定技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することができます。

##### （2）配置予定技術者の変更等

この工事を落札した場合は、工事の施工に当たっては、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き、配置予定技術者届に記載した技術者を配置しなければなりません。

#### 5 その他

次の場合は、建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外を措置することがあるので注意してください。

（1）配置予定技術者届又はその添付資料に虚偽の記載をした者

（2）配置予定技術者届に記載した技術者を配置できなくなったにもかかわらず、入札に参加したとき。（複数の候補者を記載した場合で、他の配置予定技術者が配置できる場合を除く。）

## 別紙2（兼務制限あり）

### 配置予定技術者の届出について

#### 1 提出期限

この工事に配置を予定している主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、 年 月 日までに、配置予定技術者届（様式第1号の2）により提出してください。

提出期限までに届出しない場合は、入札に参加することができません。

#### 2 配置予定技術者届を提出しない場合

配置予定技術者届を提出しない場合は、辞退届（様式第2号）により上記期限までに入札を辞退してください。

なお、配置予定技術者届を提出期限までに提出した場合においても、入札執行が完了するまでは、入札を辞退することができます。

#### 3 配置予定技術者の資格等

（1）配置予定技術者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者  
イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者

なお、これに準ずる者とは、次の者をいいます。

（ア）平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者  
（イ）平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

（2）配置予定技術者は、配置予定技術者届を提出する時点で、貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者でなければなりません。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札の執行日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいいます。

（3）配置予定技術者と企業との直接的な雇用関係について

次のいずれかにより、所属建設業者との雇用関係（在籍出向者、派遣職員は認められない。）を確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）  
イ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称  
ウ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

（4）配置予定技術者と企業との恒常的な雇用関係について

入札の執行日時時点で3か月以上の雇用関係にあることを、次のいずれかにより確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）

イ 健康保険被保険者証の交付年月日

#### 4 配置予定技術者の取扱い

##### (1) 複数の技術者による届出

配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとします。

なお、提出期限までに、配置予定技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することができます。

##### (2) 他の工事に従事中の技術者の届出

配置予定技術者届を提出する時点で、配置予定技術者が他の工事と兼務できる件数は、この工事を含めて3件までとします。

##### (3) 配置予定技術者の変更等

この工事を落札した場合は、工事の施工に当たっては、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き、配置予定技術者届に記載した技術者を配置しなければなりません。

#### 5 その他

次の場合は、建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外を措置するので注意してください。

##### (1) 配置予定技術者届又はその添付資料に虚偽の記載をした者

(2) 配置予定技術者届に記載した技術者を配置できなくなったにもかかわらず、入札に参加したとき。（複数の候補者を記載した場合で、他の配置予定技術者が配置できる場合を除く。）

### 別紙3（専任配置を必要とする場合）

#### 配置予定技術者の届出について

##### 1 提出期限

この工事に配置を予定している主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、 年 月 日までに、配置予定技術者届（様式第1号の3）により提出してください。

提出期限までに届出しない場合は、入札に参加することができません。

##### 2 配置予定技術者届を提出しない場合

配置予定技術者届を提出しない場合は、辞退届（様式第2号）により上記期限までに入札を辞退してください。

なお、配置予定技術者届を提出期限までに提出した場合においても、入札執行が完了するまでは、入札を辞退することができます。

##### 3 配置予定技術者の資格等

（1）配置予定技術者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者  
イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者

なお、これに準ずる者とは、次の者をいいます。

（ア）平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

（イ）平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

（2）配置予定技術者は、配置予定技術者届を提出する時点で、貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者でなければなりません。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札の執行日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいいます。

（3）配置予定技術者と企業との直接的な雇用関係について

次のいずれかにより、所属建設業者との雇用関係（在籍出向者、派遣職員は認められない。）を確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）

イ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

ウ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

（4）配置予定技術者と企業との恒常的な雇用関係について

入札の執行日時時点で3か月以上の雇用関係にあることを、次のいずれかにより確認しますので、当該書類の写しを配置予定技術者ごとに添付してください。

ア 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）

イ 健康保険被保険者証の交付年月日

#### 4 配置予定技術者の取扱い

##### (1) 複数の技術者による届出

配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとします。

なお、提出期限までに、配置予定技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することができます。

##### (2) 他の工事に従事中の技術者の届出

ア 配置予定技術者届を提出する時点で、配置予定技術者が他の工事に従事中である場合は、次の場合に限り配置予定技術者届に記載することを認めます。

(ア) 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合

(イ) 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、配置予定技術者届を提出する日の前日までに完成検査が終了している場合

(ウ) 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、入札日の前日までに完成検査が行われることが決定している場合

イ 他の工事に従事中の技術者を配置予定技術者とした場合において、当該配置予定技術者をその理由を問わず配置できなくなった場合は、直ちに辞退届（様式第2号）により、入札を辞退しなければなりません。ただし、(1)により複数の候補者を記載している場合で、他の配置予定技術者が配置できる場合は、入札を辞退する必要はありません。

##### (3) 配置予定技術者の変更等

この工事を落札した場合は、工事の施工に当たっては、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き、配置予定技術者届に記載した技術者を配置しなければなりません。

#### 5 その他

次の場合は、建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外を措置するので注意してください。

(1) 配置予定技術者届又はその添付資料に虚偽の記載をした者

(2) 配置予定技術者届に記載した技術者を配置できなくなったにもかかわらず、入札に参加したとき。（複数の候補者を記載した場合で、他の配置予定技術者が配置できる場合を除く。）

様式第1号の1

配置予定技術者届

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

年 月 日付けで指名通知のあった 工事  
について、次のとおり配置予定技術者を届出ます。

工 事 名	
配置予定技術者の氏名	主任（監理）技術者 (フリガナを記入)
技 術 者 の 資 格	イ・ロ・ハ
監理技術者資格者証の有無	有（交付番号 第 号）・無

注) 1 「技術者の資格」の欄は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものに○を付し、資格者証等の写しを添付すること。(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。)

2 「監理技術者資格者証の有無」の欄は、資格者証の有無について該当するものに○を付し、「有」の場合は、その交付番号を( )内に記入すること。

様式第1号の2

配置予定技術者届

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

年 月 日付けで指名通知のあった 工事  
について、次のとおり配置予定技術者を届出ます。

工 事 名		
配置予定技術者の氏名	主任（監理）技術者（フリガナを記入）	
技術者の資格	イ・ロ・ハ	
監理技術者資格者証の有無	有（交付番号 第 号）・無	
他 工 事	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ ）
	① CORINSへの登録	有（ ）・無
他 工 事	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ ）
	② CORINSへの登録	有（ ）・無

注) 1 「技術者の資格」の欄は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものに○を付し、資格者証等の写しを添付すること。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）

2 「監理技術者資格者証の有無」の欄は、資格者証の有無について該当するものに○を付し、「有」の場合は、その交付番号を（ ）内に記入すること。

3 「CORINSへの登録」の欄は、いずれかに○を付し、「有」の場合は、登録番号を（ ）内に記入するとともに、工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写しを添付すること。「無」の場合は、契約書の写しを（工期が確認できるもので可）を添付すること。

4 複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して使用すること。

様式第1号の3

配置予定技術者届

年 月 日

安芸高田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで指名通知のあった  
 について、次のとおり配置予定技術者を届出ます。

工事

工 事 名		
配置予定技術者の氏名		主任（監理）技術者（フリガナを記入）
技術者の資格		イ・ロ・ハ
監理技術者資格者証の有無		有（交付番号 第 号）・無
他 工 事 の 従 事 状 況	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 期	
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ ）
	本工事と重複する場合の対応措置	1 年 月 日（入札日の前日まで）に契約工期が終了する。 2 年 月 日（入札日の前日まで）に完成検査が終了している。 3 年 月 日（入札日の前日まで）に完成検査が決定している。
CORINSへの登録		有（ ）・無

- 注) 1 「技術者の資格」の欄は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものに○を付し、資格者証等の写しを添付すること。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）
- 2 「監理技術者資格者証の有無」の欄は、資格者証の有無について該当するものに○を付し、「有」の場合は、その交付番号を（ ）内に記入すること。
- 3 「本工事と重複する場合の対応措置」の欄は、配置予定技術者の専任配置を必要とする工事において、該当する数字に○を付すこと。従事中の工事がなければ、「工事名称」の欄に「なし」と記入すること。
- 4 「CORINSへの登録」の欄は、いずれかに○を付し、「有」の場合は、登録番号を（ ）内に記入するとともに、工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写しを添付すること。「無」の場合は、契約書の写しを（工期が確認できるもので可）を添付すること。
- 5 複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して使用すること。

様式第2号

辞 退 届

年 月 日

安芸高田市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

次の建設工事の入札に指名を受けましたが、辞退いたします。

工 事 名	
工 事 場 所	
入札予定年月日	年 月 日
辞 退 す る 理 由	1 手持ち工事が多く、工事を受注することが困難である。 (向こう 月程度) 2 技術者の確保が困難である。 3 作業員の確保が困難である。 4 会社(個人企業の場合は個人)の都合による。 5 その他 ( )

注1 この届は、入札執行の完了に至るまでに発注機関に直接持参するか又は郵送(入札執行の前日までに必着するものに限る。)してください。

なお、郵送の場合に地理的条件等により、入札執行の前日(その日が休日の場合はその直前の平日とする。)までに辞退届が到達しないおそれがある場合は、併せて、発注機関に対して入札辞退を電話連絡すること。

2 辞退する理由は、該当するものに○をしてください。

3 辞退する理由1の場合は、受注困難である月数を記入してください。